

議案第 3 0 号

紫波町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

紫波町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年紫波町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
（休憩時間） 第 6 条 略 2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当 <u>該公署の特殊の必要がある場合において、</u> <u>規則の定めるところにより、一斉に与えな</u> <u>いことができる。</u>	（休憩時間） 第 6 条 略 2 任命権者は、次に掲げる場合には、規則 <u>の定めるところにより、休憩時間を一斉に</u> <u>与えないことその他の休憩時間の基準につ</u> <u>いて別段の定めをすることができる。</u> <u>（１） 職務の特殊性又は当該公署の特殊の</u> <u>必要があるとき。</u> <u>（２） 職員の健康及び福祉に重大な影響を</u> <u>及ぼし、又は能率を甚だしく阻害すると</u> <u>き。</u> <u>（３） 職員からの申告を考慮して休憩時間</u> <u>を置くことが適当であるとき。</u>

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 2 4 日提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

国の例に準じ、職員の休憩時間に関する規定を改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。